

令和5年度第1回大和高田市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1. 開催日時	令和5年8月17日(木) 午後2:00~午後3:20
2. 場所	大和高田市役所5階 会議室6
3. 出席者	<p>(委員)</p> <p>出席8名</p> <p>原会長 中川委員 西川委員 藤田(千)委員 藤田(智)委員 酒本委員 赤井委員 弓場委員</p> <p>欠席6名</p> <p>(事務局)</p> <p>田中保健部長 新収納対策室課長 草野健康増進課参事 岡崎保険医療課長 芳村保険医療課国保医療グループ係長</p>
4. 次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 保健部長挨拶</p> <p>3. 委員紹介</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 令和4年度国民健康保険事業の状況報告について</p> <p>(2) 国民健康保険税条例の一部改正(案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>
議事内容	<p>(1) 令和4年度国民健康保険事業の状況報告について</p> <p>事務局より資料をもとに状況報告。全会一致で承認。</p> <p>(質問票による事前質問)</p> <p>① 本市の収納率と、その向上に向けた取り組みについて。</p> <p>② 収納率に対するインセンティブ、ペナルティについて。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>① について、収納対策室より回答</p> <p>令和4年度の国民健康保険税の徴収率は、現年課税分93.03%、滞納繰越分21.47%、合計76.12%となりました。前年度と比較しますと現年課税分は0.12%の増、滞納繰越分は0.95%の増、合計は0.49%の増となりました。</p> <p>徴収率の向上に向けた取組は、第一に「現年課税分の徴収対策の強化」として初期末納対策(期別ごとの一斉催告・年度内完納を前提とした納税相談・早期の滞納整理(財産調査・差押等))を実施しました。第二に「滞納繰越分の徴収対策の強化」として、分割納付の締結に当たり収支内訳表及び債務承認書の提出を求め、適正分納額を算出することで分納の厳格化を図るとともに時効管理の適正化を図りました。ま</p>

た、給与、年金等の継続債権の積極的な差押を実施しました。

第三に「徴収困難案件（高額案件）の徴収強化」として、公売可能な財産（不動産等）を所有している滞納者にあつては、積極的に公売による財産の換価を試みました。その結果、令和4年度は6件の不動産及び1件の普通自動車を公売により換価し滞納市税に充当しました。また、居住用財産を所有する徴収困難案件（高額案件）にあつては換価（公売）を前提とした納税折衝により、4件を完納に導きました。

今後とも引き続き、早期の財産調査の実施及び早期の差押の執行により翌年度へ繰り越さない滞納整理を推進することで現年度課税分の徴収率の向上を図り、滞納繰越分の積極的な滞納整理により滞納額の圧縮に取り組み、国保税の財源の確保を図ります。

② 保険医療より回答

収納率に対するインセンティブにつきましては、奈良県の事務共同事業として口座振替キャンペーンを実施しております。

国保税の納付について、令和5年1月31日までに新規で口座振替の申込をいただいた方の中から抽選で2,000名にQUOカードが当選するもので、県内全世帯が対象となりますが、本市では68世帯の方が当選されました。また、保険者に対するインセンティブとしましては、保険者努力支援交付金におきまして、前年度収納率と比較して収納率が伸びているか（0.5ポイント以上）、などが評価項目となっており、加点方式で配分される仕組みとなっております。

（委員からの質問）

県内の平均収納率と、本市の収納率は、県内で他自治体と比較して、どの位置にあるのか。また、徴収率1位の自治体はどこか。その自治体の取り組み等について、本市でも参考とできないのか。

（事務局回答）

徴収率につきましては、12市中、10位。県全体の平均は現年課税分94.9%滞納繰越分19.0%。合計で83.5%。本市は合計で76.12%となっております。徴収率1位は、五條市。全体で91.5%。現年98.6%。滞納繰越分30.4%。先進地での取り組みについては、本市でも参考としたいと考えております。

（委員からの質問）

収納対策については、奈良県と共同で、取り組んでいるのか。

（事務局回答）

会議等で共有し、徴収率の向上に向けた取り組みを県と共同でおこなっております。

	<p>(2) 国民健康保険税条例の一部改正（案）について 政令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金分の課税額の限度額の引き上げる条例改正案。 事務局より資料をもとに説明。全会一致で承認。 （委員からの質問） 後期高齢者医療納付金額が、令和 3 年度と比較して、減額となっているが、今回の改正はこれによるものか。 （事務局回答） 限度額の引き上げについては、県全体で統一を図っているところでございます。中間層の保険料負担の軽減が目的でございます。</p> <p>(3) 令和 4 年度 保健事業の主な取り組みについて 事務局より資料をもとに報告。 （質問票による事前質問） ①人間ドック助成金について、定員、助成金設定等について ②他団体（協会健保など）との協同事業について、現状と今後の見込みについて （事務局回答） ①人間ドックの助成につきましては、令和 4 年度より実施しており、対象者は 35 歳以上の国保被保険者で、引き続いて 1 年以上の加入期間があること。国保税の未納がないこと。健診結果（特定健診分）について、保険医療課が提供を受け、特定保健指導等に利用することに同意をいただけることとしております。 また、助成金額は、指定医療機関の人間ドック費用のうち、20,000 円を上限に助成をおこないます。定員につきましては、300 名を確保しており、令和 4 年の助成件数は 132 件となりました。 ②現在、他保険者団体と連携した取組みはございませんが、昨年度から保健部が共同で実施している健康マルシェにおいては、学生や障害者団体、包括連携協定を結んでいる民間事業者等と連携し、アートイベントやワークショップ、食育やヨガなど多彩なブースを設ける中で、特定健診の受診啓発を行っております。 （委員からの質問） 資料 p 8 特定健康診査等事業にかかる、c) その他健康診査について被保険者がパート等で勤めている会社で受けられた健診について、データの提供があれば、みなし健診とし、受診率の向上につながるのか。各医療機関への周知より、健診委託料を負担せずとも、受診率の向上が期待できると思われる。</p>
--	--

(事務局回答)

ご指摘のとおりです。県内での取り組みについて、市町村へ健診結果の提供についてご協力いただける企業との連携はあるのですが、医師会のご協力がいただければ、さらに啓発となります。ご意見ありがとうございます。

(委員からの質問)

保健事業について、被保険者からの意見や意向はどのように反映しているのですか。

(事務局回答)

そのようなご意見やご意向を聞かせていただけるのが、この協議会であると考えている。今後も活用させていただきたい。